

平良間切東仲宗根添村の土地整理事業

長濱 幸男（宮古島市総合博物館協議会委員）

1-1 東仲宗根添村の誕生

明治期の土地整理事業が、東仲宗根添村ではどのように行われたのか。土地台帳と地籍図を基にして調査した。この土地台帳は春日論文で使われたもので、所有権の法認と地価の決定だけでなく、制度面にも係る極めて貴重なものである(春日 1997)。

調査対象の平良間切東仲宗根添村は、宮古の古代史にも登場する由緒ある地域である。グスク時代の西銘主や飛鳥爺の伝承が残されている。炭焼長者の居城だった西銘城跡からは、南蛮陶器等の遺物が見つまっている。西銘主の後継者となる飛鳥爺は、西銘・飛鳥城を築き上げ、西銘村の周辺におわて村、かたて村、いこむ村、きやけ村、合わせて5つの村を建てて西銘間切と称していた。ところが、この一帯は地質が泥岩層のため、水はけが悪く湿地帯が広がり、マラリアが蔓延したところである。このマラリアが原因となって、西銘村は廃村したとみられている(仲松 1965)。荒れ野が原に人の手が入ったのは、明治より少し前の年である。文久2年(1862)「御使者相附嵩原里之子親雲上の指導で、野原村が東仲宗根村最寄土底に田圃1,893坪を開き(向裔氏家譜)、同じく嵩原親雲上の指導で、友利村が東仲宗根村最寄佐和地に2,839坪の田圃を開いた(白川氏家譜)と記録されている。このように土底や佐和地は「最寄」と呼ばれ、東仲宗根村が親村とされていた。

明治28年(1895)平良学校の分教場として、細竹分教場が創設された。校区は西里村最寄の盛加、野原越、東仲宗根村最寄の細竹、底原、山北であった(鏡原小60周年記念誌)。山北とは細竹分教場を起点にした呼称で、宮原の旧地名である。山北の字宮積には、イクンバリと呼ばれた所がある。西銘間切の「イコム村」(囲む村)が、イコム原として残されたと考えられる。ここに東仲宗根村番所・「支所」のブンミャー跡があった。山北に属する字は宮積、土底、更竹、瓦原、南増原、北増原、サガーニ、スナ、ムテヤ、佐和地、白川田である。これらの字名は、明治31年(1898)の平良間切の土地台帳に記載されている。

東仲宗根添を「添村」と記載した最初の行政文書は、明治35年(1902)の土地整理事業で作製された地籍図である。翌年の沖縄県統計資料でも、東仲宗根添村は独立した村として扱われている。明治38年(1905)の戸籍簿には、平良間切東仲宗根添村000番地が記されている。明治41年(1908)の特別町村制によって、東仲宗根添は行政区として独立したことになっているが、実際はそれ以前の土地整理事業によって、独立した「村」として扱われたのである。つまり、土地整理事業が行政区割を先取りしていたことになる。

現在の宮原(旧山北)自治会に属する字は、宮積、土底、更竹、瓦原、南増原、北増原、サガーニ、ムテヤ、佐和地である。細竹自治会に属する字は、細竹、東底原の一部である。字細竹の一部は野原越自治会に属している。高野自治会に属する字は、東底原の一部と白川田である。福山自治会に属する字は山川である。このように宮古島市平良字東仲宗根添は、現在5つの自治会に及んでいる。

1-2 土地配分の歴史的推移

土地整理事業以前の土地配分を知ることで、整理事業の内容に迫ることができる。幸い東仲宗根添村の近隣の集落・西原村に2つの記録が残されている。その1つは『西原創立百周年記念誌』(1974)である。それには明治7年、池間より73戸、佐良浜より15戸が移住して西原村が創設されたことが記録されている。首里王府の許可を得た在番が、村番所の与人や耕作筆者に指示し、西原村の村立てをした。村立ての主な仕事は、移住してきた百姓への土地配分である。「1戸当り畑6反宛て(配分)であるが、家族の内に13歳以上の働き手がある家族には、1人に対し更に3反歩を無償で与えた。また住居は、茅葺で7坪半程度を与えた」(『西原創立百周年記念誌』)。

もう1つの記録は、稲村賢敷の『宮古島庶民史』である。稲村は土地整理事業前(明治31年)の西原村の土地所有状況を、土地台帳によって調べている。「西原村は不毛な原野を開発させた所、まず規模帳では正^{しょうじよ}女1人宛の最小持ち地を3反250とし、正男1人宛最小持ち地を6反500とし、1世帯の持ち地標準最小3反250から最大48反750までの15段階がつくられていた」(稲村1972)。この持ち地標準に照らし、西原村の各世帯の所有地を調べた結果、標準に合う世帯が104戸、合わない世帯が35戸になっている。持ち地不足分については「農村では大結組というのがあって、1カ月に5日ずつ村夫に服することになっていた。当日は拍子木を打って結組を村番所に集め、耕作筆者の指導で開拓がなされた」。こうした新開地は、持ち地不足補充にあてられたと稲村は述べている。また、持ち地が1カ所にまとまらず、数カ所に散在しているのは、毎年大結組作業が行われて、その都度、配置が行われたことを示すものとも述べている。ところで「持ち地規定」については、各村一律ではなかったようである(『宮古島市史』第一巻 通史編 p140)。

表1は土地整理事業前後の比較を試みたものである。土地整理事業による土地配分では、農家に土地の所有権が法認されると同時に、地租が課されたことである。それ以前は土地の占有権・保有権のみであり、租税は正男、正女の数で決められた。整理事業の所有権認定に当たっては、沖縄県土地整理法第2条から第18条まで、明文化された基準が定められていた。地価の査定と租税の決定についても、具体的な方法が条文化されていた。

表1 土地配分の比較

	土地整理事業前	土地整理事業後
行政組織	蔵元・村番所	臨時沖縄県土地整理事務局
根拠法・規則	<p>◎農務規模帳</p> <p>百姓の移住制限(108条)。村の耕地持ち過ぎの者から検討して少ない者に譲るべきこと(12条)。</p> <p>大きい所を一人で囲っては良くない。共同で願い出れば、分配して許可すること(15条の附)。</p>	<p>◎沖縄県土地整理紀要</p> <p>土地整理事業は土地や租税の旧慣を改正するだけでなく、県全体の制度改革をめざしている。</p> <p>◎沖縄県土地整理法</p> <p>土地所有権の決定と地価の決定、この地価に基づく地租の決定。</p>
担当吏員	島司、与人、目差、耕作筆者	県知事、税務署長、整理局職員
土地配分方法	<p>○持ち地規定(西原村)</p> <p>正男1人当たり6反5畝。</p> <p>正女は正男の半分の3反250。</p> <p>各世帯には正男、正女の人数により3反250(正女1人世帯)から48反750(正男6人、正女3人世帯)までの15段階をつくり、土地を配分した。持ち地不足分は、大結組で開墾をした。百姓は土地の占有権のみが認められた。</p>	<p>○土地所有権認定</p> <p>第4条・村の百姓地、屋敷地は配当を受けた者の所有。第6条・浮掛又は叶掛地(小作地)は、小作人の所有。第12条・法施行前に開墾が完了したものは、開墾者の所有。</p> <p>○土地測量</p> <p>○地価査定</p> <p>○土地台帳の調製</p>

資料：「与世山親方宮古島規模帳」、『宮古島庶民史』、「沖縄県土地整理紀要」

1-3 法のねらいと担当者たち

土地整理事業がどのようにして行われたのか。まず法的根拠である。沖縄県土地整理紀要では、土地整理事業の目的を次のように述べている。「沖縄県土地整理ノ業ハ沖縄県ニ於ケル旧慣土地及租税ノ制度ヲ改正スルヲ以テ目的トス而シテ是レ^{まこと}憲ニ沖縄県制度改革の第一^{ちよほ}著歩」となっている。明治32年(1899)4月1日より施行された沖縄県土地整理法は「土地所有権の確定と、地価を査定して地租を決定する」ための法律であった。地租とは土地に対して課す税金で、当初は国税収入の主要部分であったことから、この法律は明治政府の大蔵省が主管庁であった。ただ制度改革も目指したことから、内務省も深くかかわっていたようである。国の機関としては、臨時沖縄県土地整理事務局が設置されている。事務局の長官を県

知事が兼務し、次長は那覇税務管理局長、事務官は沖縄県参事官と那覇税務管理局の司税官が兼任し、その下に書記や^{ぎて}技手が配置されている。

この土地整理局の職員は、事業の目的が「沖縄の旧慣土地及び租税制度の改正によって県制度改革の第一歩とする」ことを十分承知していたはずである。彼らは宮古と八重山の人頭税について、どのような認識だったのか。「沖縄県土地整理紀要」には、彼らの統一見解にすべき内容が書かれている。「宮古島及び八重山島に対しては、寛永13年に於いて其定石を廃して人頭配賦税とし、更に又万治2年至り其年に属する貢租の額を以って一定不動のものとして配賦する方法即ち定額人頭配賦税としたるの外、殆ど300年を経過せるの今日に至るまで石高を変更したることなく、又各種の土地異動に対し、必ずしも其石高を修正増減せず、而して個人に対し土地の所有権を認めざるの結果、其私有の実を認めたる土地に係る貢租を除くの外、一般納税主体は間切又は村等の地人の集合にして、地頭代をして之を完納の責任を負わす」（『沖縄県史』21巻、p598、ひらがな変換は筆者）。

春日(1997)によれば、沖縄の土地整理事業は「本土のすべての過程、経験をすべて網羅し、凝集させたもの」として実施された。明治32年(1899)に開始された宮古島における土地整理事業を、『琉球新報』(明治32年6月17日付)は次のように報じている。「宮古島においては、中島乙麻呂、藤原政禎、肥後尚五郎、宮良当原の諸氏、目下見通図調製に従事しつつある」（『宮古島市史』第1巻261頁）。同年7月21日付では「土地整理事務局より出張の加藤技手は目下3名の助手を指揮して日々東西に駈廻り」、「篠原書記、原田書記の2組は多良間島に渡り」と報じている。ここで注目したいのは、宮古の土地整理事業に従事した土地整理事務局の書記や技手の名前である。大半が本土出身者とみられる。

各種制度が旧慣温存された沖縄である。名子制度は明治30年(1897)に廃止されたが、使用人と抱え主の関係は継続され、人頭税の名残である「名子」の存在を来島した土地整理局の職員は把握していたであろう。沖縄県における土地整理事業は人頭税廃止運動の地・宮古島が先駆けで実施されたことから、土地整理局の職員はパイオニア精神を発揮して仕事をこなしたことが推測される。なかでも地元から土地整理局に採用された「砂川真修」の存在を見落としてはならないと考える。彼は宮古島農事試験場主任から、明治31年(1898)臨時土地整理事務局設置にともなって、書記兼技手を務めた人である。仲宗根将二氏の『近代宮古の人と石碑』(1994)には、彼のことが詳しく紹介されている。「砂川真修(1871~1929)」は平良西里生れ、東京農科大学出身の農村改良運動の先駆者です。神田英和学校から東京農科大学(東京帝大農科大学)を出て帰郷、土地整理業務にたずさわる傍ら、農村の旧弊打破、あるいは産業組合の設立等に専心、推されて県議も1期つとめています。また、宮古初の通史『宮古史伝』刊行にさいして、実弟の医師・真章や弁護士下地敏之らと全面的に協力したことも知

られています」(仲宗根 1992)。真修は 28 歳の時から整理局に務めているが、その時の記録は残されていない。しかし仲宗根氏が描く人物像からは、彼が土地整理局のエースたちと対等に話し合い、また宮古から雇用された助手たちに適切な指示を与えて、整理局から派遣された職員たちの仕事を支えたことが十分うかがえる。さらに土地整理事業は人頭税や「名子」など古い習慣をなくし、新しい制度づくりであることを宮古の人々に説明し、土地整理事業への理解を得るために活躍した人だと考える。このことは仲宗根氏が取り上げた当時の新聞 1904 年 7 月 7 日付『琉球新報』からも知ることができる。「時局のさい農事を奨励する緊切により間切役場より農事教師として砂川真修氏を各村に派遣して、農事の改良進歩を図り、各村の良風を振起させており、将来各村の風儀農事の模様刮目^{かつもく}して観るべきものがある」との記事である。(刮目とは、じっと注目しながら将来の結果を期待すること)

宮古では所有権確認の土地処分は、着手が明治 32 年(1899)4 月、完成が 33 年(1900)2 月である。また地価査定のための地押調査(1 筆調査)の着手が 32 年 4 月で完成が 33 年 4 月、県内では一番早く仕事を終えている。これは人頭税廃止運動の地であったことと、砂川真修という逸材がいたことと無関係ではないと考える。

ところで真修は、明治政府のすすめる沖縄の土地整理事業が、国家戦略としては沖縄の旧慣打破のみならず、富国強兵(明治 35 年、宮古・八重山に徴兵令施行)の流れにあったことも理解していたであろう。

1-4 土地台帳の地目別面積

明治 35 年(1902)に調製された土地台帳を分析すると、平良間切東仲宗根添村の筆数は 2,554 筆で、このうち個人有地(字有地を除く)は、2,248 筆である。畑の面積は 399 町 2 反(39,920 歩)で、田の面積が 34 町 2 反(3,420 歩)、合わせて 433 町 4 反(43,340 歩)となっている。宅地や山林原野などを加えると 725 町歩である。字(集落)ごとにみると、山北が 433 町歩で、添村全体の約 6 割を占めている。次いで山川が 107 町歩、細竹 69 町歩、西底原 55 町歩、東底原 38 町歩、白川田 31 町歩となっている。以上が個人有地である。字有地としては、拝所 34 カ所の 7 町 9 反歩、池沼 2 反歩、山川の字共有地(畑 3 町 5 反、山林 22 町 4 反)、山川の西仲宗根村共有地(田 5 反 8 畝、山林 9 町 8 反)、山川の東仲宗根村共有地(山林 3 町 4 反)、合計 48 町歩である。これが所有権を認定された土地ということになる(表 2)。

ここで原野等とは、個人有地の宅地、原野山林、雑種地で、字の共有地は含まれない。

なお、土地の面積は 1 町(1 畝)が 10 反、1 反(10 歩)が 10 畝(300 坪)、1 畝(30 坪)が 30 歩である。小論では、面積の集計に当たり単純に百分率を用いたため、誤差が生じていることを予めお断りしておきたい。

表2 個人有地の配分状況(所有権法認地)

単位：反

地目	西底原	東底原	細竹	山北(宮原)	白川田	山川	合計
畑	420.311	303.276	554.943	2,302.269	0	411.658	3,992.457
田	0.714	3.404	0	172.829	109.706	55.493	342.146
小計	421.025	306.680	554.943	2,475.098	109.706	467.151	4,334.603
原野等	131.017	75.746	137.889	1,759.898	200.548	611.139	2,916.237
合計	552.042	382.426	692.832	4,334.996	310.254	1,078.290	7,250.840
筆数A	189	147	193	1,355	84	280	2,248
筆数B	196	168	199	1,615	84	292	2,554

注・筆数Aは個人有地筆数、筆数Bは土地台帳筆数 資料：明治35年土地台帳

明治36年(1903)「沖縄県統計書」によると、東仲宗根添村の民有地は総計が856町6反歩で、このうち畑が424町8反、田が44町歩となっている。35年調整の土地台帳と比べると、36年県統計の面積が131町歩大きい。字有地48町歩を加えても83町5反歩足りない。山北(宮原)の共有地である底山22町歩や字佐和地にある細竹共有地などは、土地台帳には記載されていない。追加して法認されたと考えられる。

土地台帳を詳しく調べると、地番は付されているが、所有権者が決まっていない土地が残されていた。字ごとに見ると土底1筆、瓦原6筆、南増原1筆、北増原4筆、サガーニ35筆、スナ28筆、ムテヤ12筆、佐和地123筆の合計210筆である(表3)。佐和地の場合、面積は約60町歩とみられるが、所有権が確定したのは後々のことである。これだけの土地の所有権が決められなかった大きな理由は、これらの土地が湿地帯であり、耕作が困難な土地であったからである。大正から昭和初期にかけて行われた、村や町の大掛かりな排水路工事によって、耕作が可能になった土地である(『平良町政十周年記念誌』)。

表3 未認定の土地

土底	瓦原	南増原	北増原	サガーニ	スナ	ムテヤ	佐和地	計
1筆	6筆	1筆	4筆	35筆	28筆	12筆	123筆	210筆

資料：明治35年土地台帳

東仲宗根添村の土地配分で見落とすことのできない点は、宮古郡間切役場の管理する官有林についてである。その官有林は西底原に42町歩、東底原に214町歩、細竹に55町歩、山北(宮原)に20町歩、合計331町歩と大規模なものである(表4)。この官有林は、役場の自主財源を得る大事な収入源となった(『平良町政十周年記念誌』)。

表4 官有林

	西底原	東底原	細竹	山北(宮原)	計
山林名	大野山林	大野山林	細竹山	土底山	
面積	42町3反	214町4反	54町9反	20町2反	331町8反

資料：明治35年土地台帳

1-5 田畑の明治26年と36年比較

明治35年(1902)調整の土地台帳では、平良間切東仲宗根添村の個人有地が725町歩となっている。36年(1903)の県統計では民有地(個人有地+共有地)が856町歩で、35年時点で法認されていた字共有地に加え、その後、個人有地と共有地が追加法認されと考えられる。逆に言えば、明治35年の土地台帳は未完成の状態であったことを意味する。

ここでは明治35年の土地台帳を補完したものが、明治36年(1903)県統計とみなして、10年前の明治26年(1893)統計と比較してみた。宮古全体の田畑は26年が7,643町歩、整理後の36年は12,652町歩となり、拡大幅は1.6倍になっている(表5)。

表5 田畑面積の10年間の比較

単位：町歩

	田 畑 面 積			明治26年		明治36年	備 考
	明治26年	明治36年	伸び率	全戸数	士族 割合	全戸数	
下里村	350町	483町	村分離	740	372 (50%)	661	
西里村	1,730	295	村分離	837	465 (56)	717	
東仲村	270	107	村分離	551	325 (59)	406	
西仲村	185	299	1.6倍	279	161 (58)	325	
西原村	263	326	1.2倍	136	2 (1)	181	
大浦村	49	79	1.6倍	38	0 (0)	49	
狩俣村	233	322	1.4倍	190	117 (61)	216	
松原村	121	292	2.4倍	169	0	172	
友利村	155	317	2.0倍	145	28 (19)	168	
福里村	181	471	2.6倍	252	93 (37)	304	
長間村	235	404	1.7倍	161	31 (19)	183	
東仲添村	270-107=163			---	---	210	
	163	468	2.8倍			士族(24)	
宮古全体	7,643町歩	12,652町歩	1.6倍	7,174戸	2,659(37)	8,115戸	

資料：「宮古島取調書」、『県史』20巻、『平良町政施行10周年記念誌』

東仲宗根添村はどうだろうか。明治26年(1893)は添村の面積は親村に含まれているので、正確な面積は解らない。それで単純計算で試算してみた。36年(1903)に添村が分離し、東仲宗根村だけの面積は107町歩である。26年は親村と添村の合わせた面積270町歩となっている。差し引き値163町歩を単純に添村の面積とした。36年添村の田畑468町歩と比較すると2.8倍の拡大幅となる。36年東仲村の107町歩が、宮古の平均的な伸び1.6倍の数字だとすれば、試算値は $107 \div 1.6 = 66$ 、 $270 - 66 = 204$ 、 $468 \div 204 = 2.29$ 、結果は約2.3倍の伸び率となる。したがって、東仲宗根添村の土地整理前と整理後の耕作地(田畑)の拡大幅は、2.3倍から2.8倍の間にあり、島全体の伸び率1.6倍を大きく上回っている。

土族の多い村についても、明治26年(1893)と36年(1903)の面積を比較してみた。下里村は大幅増加、西里村は大幅減少、東仲村は増加もしくは横ばいである(表6)。なお、明治26年の面積は、粟と米の耕作地が主で実面積より小さいと考えられるが、村毎の田畑拡大幅の比較では、参考値として意味がある。

表6 土族村の土地増減

明治26年	明治36年	
下里村(添村含む) 350町歩	下里村 483町歩 下里添村 321町歩	26年添村分を引くと大幅増加
西里村(添村含む)1,730町歩	西里村 295町歩 西里添村 339町歩	26年添村分引くと大幅減少
東仲村(添村含む) 270町歩	東仲村 107町歩 東添村 468町歩	26年添村分を引くと増加、横這

資料： 県統計・『県史』20巻

1-6 土地の等級と地理的特性

表5で東仲宗根添村の土地整理前と整理後の耕作地面積が、2.3倍から2.8倍ほどに拡大したことが明らかになった。宮古全体の伸び率は1.6倍であるから、東仲宗根添村の拡大幅は大きい。その要因を探るために、東仲宗根添村のすべての土地の1筆ごとにつけられた等級を調べてみた。等級は生産高とともに、土地の値段(地価)を決めるうえで大事な要素である。一番良い土地が1等級で、一番悪い土地が8等級である。ここでは次のように単純化した。1等級から3等級をまとめて優良地とし、4と5等級は普通畑、6等級から8等級をまとめて劣等地と分けしてみた。その結果、東仲宗根添村全体では優良地の割合が32.8%、普通畑が42.6%、劣等地が24.6%となった。これを基準にして山北(宮原)をみると、優良地の割

合が 17.0%であり、添村全体(32.8%)と比べると半分程度である。山北の普通畑は 45.4%で添村全体とほぼ同じである。しかし、劣等地の割合は 37.6%と添村全体の 1.5 倍で、細竹と比べると 4 倍になっている。つまり、山北の畑の特徴は優良地が少なく、劣等地が多いことである。今回の土地台帳の分析は東仲宗根添村だけであり、比較する他の村の土地台帳はない。

表 7 東仲宗根添村・畑の等級別区分

	山北(宮原)	細竹	西底原	東底原	山川	
	筆数(割合)	筆数(割合)	筆数(割合)	筆数(割合)	筆数(割合)	
1等級	16(2.4%)	11(8.2%)	1(0.7%)	3(2.8%)	2(1.6%)	---
2等級	41(6.3%)	29(21.6)	11(8.0)	11(10.3)	11(8.9)	---
3等級	55(8.4%)	34(25.4)	31(22.5)	19(17.8)	24(19.4)	---
	112(17.0)	74(55.2)	43(31.2)	33(30.8)	37(29.8)	32.8%
4等級	169(25.7)	31(23.1)	25(18.1)	25(23.4)	23(18.5)	---
5等級	129(19.6)	17(12.7)	37(26.8)	20(18.7)	32(25.8)	---
	298(45.4)	48(35.8)	62(44.9)	45(42.1)	55(44.4)	42.6%
6等級	94(14.3)	6(4.5)	23(16.7)	16(14.9)	13(10.5)	---
7等級	124(18.9)	6(4.5)	10(7.2)	13(12.1)	19(15.3)	---
8等級	29(4.4%)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	---
	247(37.6)	12(9.0)	33(23.9)	29(27.1)	32(25.8)	24.6%
筆合計	657(100)	134(100)	138(100)	107(100)	124(100)	1,160 (100)
畑面積	2,302.269	554.943	420.311	303.276	411.658	3,992.457
1筆面積	3.504	4.141	3.045	2.834	3.319	3.441

資料：明治 35 年土地台帳

したがって添村内の各字比較から、添村の畑の特徴を探り当てる必要がある。山北(宮原)は添村全体の畑の約 6 割を占めていることから、添村の端的な事例が山北(宮原)に示されているとみなすことができよう。

表 5 で明らかになったように、東仲宗根添村は他の地域より土地整理後に耕作地が大幅に拡大された地域である。土地整理後の拡大は、山北の畑の特徴である優良地が少なく、劣等地が多いことに起因している。これについて春日(1998)は「東仲宗根添村をはじめ池間添、前里添などの添村では切替畑が多かった」と述べている。また崎浜(2003)は「宮古島の地理的環境を考えれば土地整理事業を境にして、原野に近い切替畑のような劣等地を大幅に『耕

作地』として法認したことが、田畑の総面積の増加になったと思われる」と述べている。

崎浜(2003)は地理学的な検証を行い、次のような貴重な指摘をしている。「東仲宗根添一帯の表層地質は、泥岩層が表層を広く覆っていることに加え、断層地形の影響で窪地が広がり、降雨後における水溜りの『湿地』が容易に形成されやすい条件下にあったと考えられる。このような地質・地形環境であるからこそ、マラリア蚊が蔓延する地理的環境を醸成するには、たいして長い時間は要しなかったであろう。それに加えて、背後には大野山林を中心とする森林地帯が広がり、その周辺の低地には比較的多くの水田が分布することで『マラリア地帯』が形成、強化されていったことも推定される。」(「地域資料を利用した歴史空間の復元作業(2)」p55)。この指摘は、山北(宮原)が後発の地であった最大の理由を言い得ている。崎浜(2003)は「マラリアと農耕地の関係を検討すると、土地整理事業を挟んだ近世後期から近代前期の東仲宗根添の土地利用は、宮古島の中では比較的水利条件の恵まれた場所もあり、水田耕作も容易に行われた土地が分布した。しかし総体的にみるとマラリア蚊が蔓延する土地ゆえに農耕地の開発は容易ではなく、原野や切替畑のような劣等地として認知され、そして利用された土地が多く分布した」(p65)とも述べている。

2-1 土地所有権者の決定

土地台帳から東仲宗根添村の土地所有権者の確定状況を、まとめたものが表8である。その中から山北(宮原)にしぼって見てみよう。まず、土地台帳に記載された土地の筆数は1,615筆である。地目は田、畑、宅地、原野、山林、坪所、墓、沼地、雑種地などである。このうち個人有地として所有権が法的に認定された地目は田、畑、宅地、山林原野等で1,355筆である。これらの総面積は、423町4反歩、所有戸数は175戸となっている。

山北の土地所有権者175戸は、すべて山北に住んでいるのだろうか。宅地の筆数を調べてみると129筆しか見当たらない。では129筆の宅地が、山北に住む所有者戸数なのだろうか。宮古の土地整理事業に関し、先駆的研究をした春日(1998)や崎浜(2003)の論文では、宅地なしの世帯が各村に存在したことが明らかにされている。筆者が後で解明する親番・枝番世帯の分析(表18)によると、枝番世帯で宅地のないのが17世帯、親番でも4世帯、合わせて21世帯が宅地なしである。宅地129筆数と宅地なしの21世帯を合わせると150で、これが山北(宮原)に住む土地所有者とみられる。明治36年「県統計書」(『沖縄県史』第20巻)に平良間切東仲宗根添村の戸数と人口が示されている。戸数は士族が24戸、平民が186戸で計210戸である。人口は男性が452人、女性が420人、計872人となっている。210戸を各字の宅地筆数の割合で推計した結果、山北148~150戸、細竹29~30戸、山川17~19戸、西底原7戸、東底原4戸となった。山北居住の所有世帯は、土地台帳から読み取った数値とほぼ一致

する。

この結果から山北(宮原)に住んでいない土地所有者、いわゆる「不在地主」の戸数が浮き彫りにできる。表8に示したように山北(宮原)の「不在地主」は24戸であり、添村内の各字(集落)を比較すると、不在世帯割合は13.7%と低くなっている。一方、西底原は不在世帯割合が94.0%、5反未満の土地を持つ戸数が73.5%となっている。「不在地主」と5反未満の土地所有世帯の間には関連性がみられる。

表8 東仲宗根添村の個人有地集計

単位：反

		山北(宮原)	細竹	山川	西底原	東底原	白川田
土地台帳筆数		1,615筆	199筆	292筆	196筆	168筆	84筆
土地所有者	筆数	1,355筆	193筆	280筆	189筆	147筆	84筆
	所有者の戸数	174戸	71戸	83戸	117戸	87戸	50戸
	宅地筆数	129筆	26筆	16戸	7筆	4筆	0
	宅地なし	21戸	4戸	3戸	0	0	0
	居住世帯	150戸	30戸	19戸	7戸	4戸	0
	不在世帯	24戸	41戸	64戸	110戸	83戸	50戸
	不在世帯割合	13.7%	57.7%	77.1%	94.0%	95.4%	100%
5反未満割合 %		25.3	40.9	59.3	73.5	65.5	76.0
田畑原野総面積		4,234.996	692.832	1,078.290	552.042	382.426	310.254
一戸当り平均		24.339	9.490	12.991	4.718	4.395	6.205
上記の田畑のみ		2,475.098	554.943	467.151	421.025	306.680	109.706
一戸当たり平均		14.224	7.601	5.628	3.598	3.525	2.194
田畑(耕地)率		58.4%	80.0%	43.3%	76.2%	80.2%	35.3%

資料：明治35年土地台帳

東仲宗根添村の宅地筆数は表9のとおりで、合計182筆である。各字の宅地の位置環境は、戸数に関係なく散村型になっている。山北の宅地を里ごとにみると、宮積10筆(22)、土底

表9 字別宅地筆数 (東仲宗根添村)

単位：反

字名	西底原	東底原	細竹	宮積	土底	更竹	瓦原	南増原
宅地筆数	7筆	4筆	26筆	10筆	11筆	5筆	27筆	17筆
面積	6.169	2.925	20.206	6.030	6.358	4.357	25.547	11.041
字名	北増原	サガニ	スナ	ムテヤ	佐和地	白川田	山川	合計
宅地筆数	29筆	8筆	14筆	8筆	0	0	16筆	182筆
面積	18.761	4.684	14.769	4.999	0	0	6.892	132.738

11筆(11)、更竹5筆(7)、瓦原27筆(24)、南増原17筆(30)、北増原29筆(29)、サガーニ8筆(5)、スナ14筆(20)、ムテヤ8筆(10)である。()は2014年現在の世帯数である。山北(宮原)の各集落では、南(午)の方向にユース御嶽が置かれている。

2-2 初期土地所有者の戸籍番号

土地台帳に記載された所有者の居住地の地番は、春日(1998)が指摘しているように旧戸籍法による地番である。「戸籍番号の振り方は、旧戸籍法第7則に定められており、その条項は、村住人の屋敷地だけを順序良く番号を付す」というものである。現在のように地目に関係なく一連番号が付されたわけではない。「その村の宗家にあたる屋敷が1番地」になっていることを、仲宗根將二氏から教わったと春日は述べており、忠導氏本家が東仲宗根村の1番地、白川氏本家が西里村1番地になっている。

東仲宗根添村ではどうなっているのか。土地台帳で入り混じりの所有者戸籍番号(屋敷番号)を整理してみると、次のことが明らかになった。①数字に連番がみられる。細竹は351から372までの連番21戸、山北は376から509までの連番133戸、山川は514から530までの16戸の連番を見出すことができる。②連番の中に宅地は含まれている。1戸で複数の宅地を有する者もある。③連番の数と宅地の筆数はほぼ同じ。④連番の中に親番、枝番の組み合わせがある。

表10 在宅所有者の旧戸籍(屋敷番号)

	所有者	宅地筆数	添村戸籍(連番)	宅地㊦	添村地主	一戸で複数の宅地
細竹	71	26	351--372 (21)	4	30	6戸が12筆所有
山北	174	129	376--509 (133)	21	150	19戸が41筆所有
山川	83	16	514--530 (16)	3	19	2戸が4筆所有
西底原	117	7	不在地主94%	0	7	1戸が4筆所有
東底原	87	4	不在地主95%	0	4	
白川田	50	0	不在地主100%	0	0	
	582戸	182筆		28	210	

資料：明治35年土地台帳

以上の4点から、東仲宗根添村の連番は旧戸籍法による屋敷番号であることが明らかである。明治31年(1898)の旧戸籍法の適用により、東仲宗根村最寄(添村)に屋敷番号が付けられたと考えられる。このことから、土地整理事業時にはすでに山北や細竹、山川には百姓が定

住し、耕作地を持っていたことになる。従って土地の所有権認定に当たっては、土地の占有権、保有権としての既得権が認められ、土地整理法第4条「百姓地は配当を受けたものの所有」が適用されたものと考えられる。西底原と東底原、白川田は「不在地主」が圧倒的であり、宅地は少なく定住地ではないため屋敷番号はみられない。なお土地整理事業で東仲宗根添村に付された地番は、親村の最後の968地番に続き1欠の970番地から始まっている。この土地整理番号が屋敷番号にとって代わるのは、平良村誕生の明治41年からである。

2-3 1戸当たりの土地所有

次の表11は、1戸当たりの所有面積である。山北(宮原)が2町4反3畝(24.339)、山川1町2反9畝(12.991)、細竹が9反4畝(9.490)である。農家が自立できる経営規模である。定住環境が整い集落が形成されていた。

一方、西底原は4反7畝(4.718)、東底原は4反3畝(4.395)、白川田は4反3畝(4.395)である。農家が自立できる経営規模ではないため、集落はつくられていない。土地の筆数は山北(宮原)が7.7筆、山川が3.3筆、細竹が2.7筆に比べて、西底原、東底原、白川田は1.6筆と少ない。

表11 田畑宅地山林原野の規模別所有面積(1戸平均)

単位：反

	山北(宮原) 反(筆数)	細竹 反(筆数)	山川 反(筆数)	西底原 反(筆数)	東底原 反(筆数)	白川田 反(筆数)
5反未満	1.639(1.6)	2.401(1.4)	2.161(1.4)	2.603(1.2)	2.317(1.2)	1.621(1.5)
5--10反	7.302(3.5)	7.214(1.8)	6.466(3.5)	6.877(1.8)	6.328(1.7)	6.998(1.6)
10--15反	12.560(6.0)	12.048(3.2)	11.872(6.0)	12.148(3.2)	11.505(3.2)	10.782(1.5)
15--20反	17.827(7.3)	16.453(4.8)	17.040(5.0)	19.161(5.5)	16.123(6.6)	17.240(2.3)
20--30反	25.649(10.0)	25.746(5.6)	24.201(9.4)	23.476(6.0)	0(0)	0(0)
30反以上	56.624(14.7)	39.361(7.7)	157.245(15.5)	37.692(8.0)	0(0)	70.677(3.0)
1戸平均	24.339(7.7)	9.490(2.7)	12.991(3.3)	4.718(1.6)	4.395(1.6)	4.395(1.6)

資料：明治35年土地台帳

次の表は、表11から田畑のみを集計したもので、原野等を除いた面積である。いわゆる耕作地面積である。山北(宮原)は1戸当り1町4反で、細竹の7反6畝に比べて約2倍の耕作地を有している。山川が5反6畝、西底原と東底原は3反5畝、白川田は2反1畝と耕作地は小さくなっている。

表 12 表 11 の田畑のみ(一戸平均)

単位：反

	山北(宮原)	細竹	山川	西底原	東底原	白川田
5反未満	1.141	1.960	1.922	2.121	1.781	1.610
5-10反	4.857	6.260	5.189	5.222	5.146	6.260
10-15反	8.348	8.910	6.184	8.709	9.838	6.825
15-20反	11.280	14.899	10.293	11.888	12.666	1.177
20-30反	16.953	20.247	17.082	17.439	0	0
30反以上	31.172	28.643	34.677	25.959	0	1.564
1戸平均	14.224	7.601	5.628	3.598	3.525	2.194

資料：明治 35 年土地台帳

2-4 「不在地主」の居住村

土地台帳から、不在地主の居住村を確認できる限り調べてみた(表 13)。

不在地主の居住村で浮き彫りされた第 1 点は、東仲宗根添村で土地の所有権を得た者は、西里村の人が全体の 6 割を占めていることである。親村の東仲宗根村は 17.7%である。あとの 2 割は西仲宗根村、下里村、長間村、西原村、島尻村、荷川取、下里添村、福里村、宮国村等となっている。この「不在地主」の割合は、明治 35 年土地台帳調製時点の数値であるが、すでに山北や細竹等に居住した人たちの出身地も、表 13 の合計欄と同様と考える。土地整理事業以前は百姓の移住は制限されたが、士族と名子は例外であった。

表 13 「不在地主」の居住村

	所有者	「不在地主」(割合)	不在地主の居住村(確認できた範囲)
山北 (宮原)	174 戸	24 (13.7%) 戸	長間村14、東仲村1、西里村3、下里村2、 下里添1、福里村1、宮国村1
細竹	71	41 (57.7%)	西里村23(85%)、東仲村4(15%)
山川	83	64 (77.1%)	西仲村23(38%)、西原村15(25%)、東仲村13(21%) 島尻村4(6%)、西里村4(6%)、荷川取村2(3%)
西底原	117	110 (94.0%)	西里村80(73%)、東仲村26(24%)、下里村4(3%)
東底原	87	83 (95.4%)	西里村75(90%)、東仲村7(8%)、下里村1(1%)
白川田	50	50 (100%)	西里村19(38%)、東仲村8(16%)、下里村2(4%)
合計	582	372 (63.9%)	西里村204、東仲村59、西仲村23、西原村15、 長間村14、下里、島尻、荷川取、福里、宮国等17

山北居住者の除籍簿や聞き取り調査でも、出身村の多さは明らかである(長浜 2015 p14)。

第二に、添村の親村である東仲宗根村の存在が小さいことである。「不在地主」の数に見られるように、添村で所有権を得た東仲宗根村の地主は、2 割弱と相対的に少ない。これは土地整理事業を実施する前に、他の村から入り込んだ名子と士族の分家入植があったからではなかろうか。

第三は、西里村の人たちが、東仲宗根添村で多くの土地の所有権を得たことである。なぜ親村の東仲宗根村を差し置いて、添村の土地の所有権を多く得たのかという問題である。西底原と東底原で土地を所有する西里村居住の「不在地主」は、次のような特徴を持っている。一戸当たりの土地所有面積が小さいこと。筆数も少ないこと。所有者の枝番は少ないこと。宅地も少ないこと。山北と比べると所有面積、土地の筆数、宅地とも対照的に少ない。山北の場合、百姓が耕作地を持ち、定住していたが、西・東底原では宅地も数軒で定住地とは言えない。以上のことから考えられることは、所有権認定に際し、既得権としての土地保有ではなく、土地整理法第 12 条の「法施行前に開墾が完了したものは、開墾者の所有」として認定された土地ではなかろうか。西・東底原の場所は平坦地な原野で、雑木やススキ等が繁っていたと思われる。砂川真修の助言を得たであろう西里村の人たちが、近隣の西底原と東底原を開墾し、所有権を得たと考えられる。西里村は人口が多く士族村である。西里村羽立に住む士族 K.T 氏は、字羽立に 1 反、字富名腰に 2 反、字田原に 8 反 4 畝、東屋原に 1 町 2 畝、合計 2 町 1 反 6 畝の土地所有であるが、西底原では 2 反 4 畝の土地の所有権を得ている。

表 11、12 で明らかのように西底原と東底原は、1 戸当りの耕作地が 3 反 5 畝で土地の枚数は 1.6 筆である。西底原の地籍図を見ると、土地区画が道路に沿って比較的整然としており、面積は大きくない。一方、宮積など近隣の里の地籍図では、土地区画が大小入り乱れている。この違いは、西底原の開墾が一斉に行われたことによるものではなかろうか。

2-5 所有規模別農家数

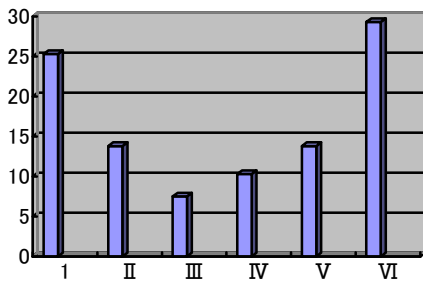
農家を所有規模別に分けたものが表 14 である。大浦の事例は、春日論文(1998)より引用した。大浦の戸数割合を見ると、30 反以上の大規模農家と 5 反未満の零細農家の割合がともに少ない。10 反から 15 反規模農家と 15 反から 20 反規模の農家がともに高い。大浦村は中規模が大半で、大規模と小規模は少ない。グラフで描けばピラミッド型である。逆に山北(宮原)の場合は、大規模と小規模の割合が高く中規模農家の割合は極めて低い。グラフで描けば、逆ピラミッド型である。細竹と山川は小規模の割合が極端に高く、所有規模が大きくなるにつれて割合は小さくなっている。右肩下がりが明瞭である。西底原と東底原は、超右肩下がりである。

表 14 土地所有の規模別農家戸数

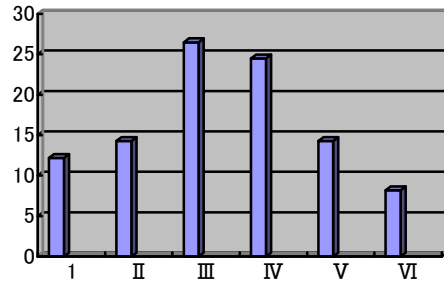
	山北(宮原) 戸数(割合)	細竹 戸数(割合)	山川 戸数(割合)	西底原 戸数(割合)	東底原 戸数(割合)	大浦 戸数(割合)
5反未満 I	44(25.3)	29(40.9)	51(61.5)	86(73.5)	57(65.5)	6(12.2)
5-10反 II	24(13.8)	18(25.3)	14(16.9)	21(17.9)	21(24.1)	7(14.3)
10-15反 III	13(7.5)	9(12.7)	5(6.0)	5(4.3)	6(6.9)	13(26.5)
15-20反 IV	18(10.3)	6(8.5)	4(4.8)	2(1.7)	3(3.5)	12(24.5)
20-30反 V	24(13.8)	5(7.0)	5(6.0)	2(1.7)	0(0)	7(14.3)
30反以上 VI	51(29.3)	4(5.6)	4(4.8)	1(0.9)	0(0)	4(8.2)
計	174(100)	71(100)	83(100)	117(100)	87(100)	49(100)
特徴	逆ピラミッド型	右肩下がり	右肩下がり	超右肩下がり		ピラミッド型

資料：明治 35 年土地台帳

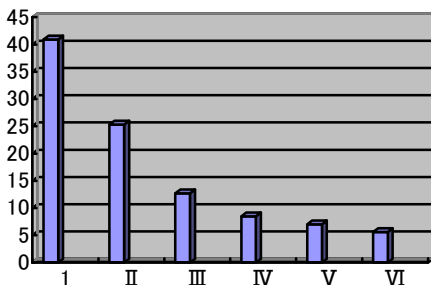
山北の規模形態



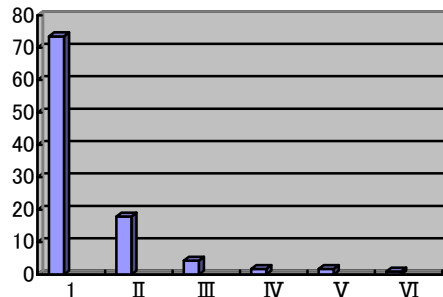
大浦の規模形態



細竹の規模形態



山川の規模形態



東仲宗根添村における5反未満の農家を調べるために、表8を再掲してみた。西底原や東底原に端的に表れているように、5反未満の割合を高めている大きな要因は、「不在地主」の存在である。これらの「不在地主」は、東仲宗根添村の5反未満の割合を高めているが、居住地でも土地を持っていることが考えられるので、一概に零細農家とは言えない。

以上のことから、山北(宮原)の逆ピラミッド型の所有規模や細竹や西・東底原に見られる右肩下がりの所有規模は、「不在地主」の多さが要因である。

表 15(8) 東仲宗根添村の個人有地集計

		山北(宮原)	細竹	山川	西底原	東底原	白川田
所有者	居住世帯	150戸	30戸	19戸	7戸	4戸	0
	不在世帯	24戸	41戸	64戸	110戸	83戸	50戸
	不在世帯割合	13.7%	57.7%	77.1%	94.0%	95.4%	100%
5反未満割合%		25.3	40.9	59.3	73.5	65.5	76.0

次に山北(宮原)の大規模農家の比重の高さについて、検討する必要がある。土地整理事業で山北(宮原)は、耕作地が飛躍的に拡大したが、その要因は優良地が少なく劣等地が多くなったことを、1章6節「土地の等級と地理的特性」の中で、表7(畑の等級別区分)を掲げて考察した。しかし、これだけでは大規模農家の多さを説明したことにはならない。土地所有者の戸籍番号から親番と枝番を取り上げて、大規模土地所有の関係を考察してみた。

2-6 戸籍番号の親番と枝番

春日は(1998)は大浦村の土地台帳から、親番と枝番を調査した。特段大きくはないが、2町4反を有する24番地のN・K家が親番で、同じ屋敷内に住む0・K家は1反4畝を有し、戸籍番号は24ノ1の枝番となっている。また同じ屋敷内のS・K家の枝番は24ノ2で、4反1畝を有しているが、両枝番とも宅地は持っていない。「宅地の有無を露わにする農家から成り立っているのがI、IIの零細農家群であり、その逆に土地を集中した結果を示すのがV、VI両群(大規模農家群)であるといえよう。宮古の(農民)分解は名子制度として展開してきた……。こうした親番地、枝番地農家にみられるように、フラットな(変化のない)構成をもった大浦でも、名子、その抱え主という展開の萌芽形態をもっていたことである。また宮古的分解の典型的な砂川(間切)、東・西仲宗根村などにおいては、階層関係がさらに画然としており、それらの村と比較対照してみることが分解を考える視点から大事になるであろう」と述べている(春日1998)。

山北(宮原)における大規模土地所有世帯については2-5「所有規模別農家数」の中の表

14 で示したように、3 町歩以上の世帯が 51 戸となっている。その中で一番大きい土地の所有者は 22 町 5 反で、耕作地は 4 町 2 反、原野が 6 筆の 18 町 2 反となっている。続いて 13 町 1 反、そして 12 町 7 反、11 町 7 反、9 町 8 反の所有者と続く。

耕作地(田畑)だけの面積では、8 町 1 反の世帯が一番大きく、続く世帯は 6 町 3 反、6 町 2 反、4 町 9 反、4 町 6 反の所有世帯となる。山北(宮原)には、2 町以上の耕作地(田畑)を所有する世帯は 51 戸で、その内の 24 戸は 3 町以上である。農業経営の機械化が全くなかった時代に、3 町以上の畑を耕作することは、家族労働だけでは困難である。家族以外に使用人を必要としたことは明らかである。こうした大規模農家との係わりが、土地所有者の親番と枝番から読み取れるのではなかろうか。「沖縄縣宮古嶋蔵元」と「沖縄縣宮古郡間切役場」と捺印された戸籍の除籍謄本によって、枝番号とは何かを考察してみたい。

表 16 戸籍変更時の屋敷番号

氏名	元の居住地 屋敷番号	変更理由	東仲宗根添村 戸籍番号	移動年月日	土地台帳の 所有者番号
N・M 氏	東仲村394	本籍地変更	東仲宗根添村0000		394
N・S 氏	下里村114	従兄分家	東仲宗根添村395-1	明治38. 6. 28	399
N・A 氏	東仲村398	本籍地変更	東仲宗根添村0000	明治38. 9. 24	398
T・K 氏	東仲村496	本籍地変更	東仲宗根添村496	明治38. 8. 20	496
T・G 氏	西里村477	従兄分家	東仲宗根添村497-1	明治38. 7. 27	497

除籍簿からは氏名、元の居住地、住所変更の理由、転入した東仲宗根添村の戸籍番号、移動年月日が記載されている。これに土地台帳の所有者番号(屋敷番号)を重ねてみた。従兄方より分家した N・S 氏と T・G 氏の東仲宗根添村における戸籍番号には、枝番が付けられている。ところが土地台帳の所有者欄の屋敷番号では、枝番が削除されている。従兄分家は血統分家である。事例が少なく確定はできないが、土地整理局の担当が、血統分家の枝番を削除したのではないかと考える。土地台帳に枝番が残されているのは、春日が指摘したよう「抱え主と名子」の関係の枝番が考えられる。つまり「名子分家」としての枝番ではなかろうか。除籍簿では東仲宗根村から転籍した N・M 氏、N・A 氏、T・K 氏 3 名の元の居住地屋敷番号と、土地台帳の所有者屋敷番号が一致している。3 名とも 4 町以上の土地所有者である。なお移動年月日の遅れは、当時の戸籍簿が事後整理されたことによるものと考えられる。

土地台帳から、東仲宗根添村の枝番を調べてみた。字(集落)ごとに枝番を数えてみると、

山北 37 戸、細竹 5 戸、山川 13 戸、西底原 18 戸、東底原 19 戸である。大浦村は春日(1998)が調べた結果 11 戸である。集落の居住戸数と枝番の割合は、次のとおりである。山北が 37 戸で 24.6%、大浦が 11 戸で 22.4%と似通った数値を示している。細竹は 5 戸の 16.6%と少なく、山川は 13 戸の 68.4%と高い割合を示している。この数値から「名子」の名残を、読み取ることができるのではなかろうか。

表 17 枝番戸数の割合 単位：戸

	山北(宮原)	細竹	山川	大浦
居住戸数	150戸	30戸	19戸	49戸
枝番戸数	37戸	5戸	13戸	11戸
割合	24.6%	16.6%	68.4%	22.4%

資料：明治 35 年土地台帳

次の表 18 は、山北居住の親番地と枝番地の所有地を比べたものである。あわせて、宅地の有無も整理した。所有者屋敷番号は伏せて、親枝組として略式番号を付すことにした。

表 18 親番・枝番の宅地の有無と所有地比較(山北居住) 単位：反

親枝組	宅地の有無	田面積	畑面積	原野等面積	合計	備考
1	無	0.729			0.729	7畝29歩
1-1	無	0.204		0.535	0.732	
2	無			18.053	18.053	1町8反
2-1	宅地2筆	0.920	21.780	21.178	43.878	
3	宅地		32.773	40.206	72.979	
3-1	宅地			14.228	14.228	
4	宅地	0.511	29.972	4.362	34.845	
4-1	無		6.638	1.914	8.552	
5	宅地		9.768	7.318	17.086	
5-1	無		5.405		5.405	
6	宅地	4.092	14.498	5.158	23.748	
6-1	無	0.027			0.027	
7	宅地	1.654	38.923	1.501	42.078	
7-1	宅地	0.167	7.636	2.632	10.435	
8	宅地	3.737	26.026	21.621	51.384	

8-1	無	2.831	11.841	2.409	17.081	
9	宅地2筆	1.427	23.004	6.243	30.674	
9-1	宅地	1.406	22.124	3.680	27.210	
10	宅地	0.530	19.072	5.147	24.749	
10-1	無	1.208	16.371	11.968	29.547	
11	宅地	4.016	44.076	11.800	59.892	
11-1	宅地		19.645	14.470	34.115	
12	宅地	2.165	18.235	8.554	28.954	
12-1	宅地	1.346	38.415	40.536	80.297	
12-2	宅地	0.409	10.403	13.780	24.592	
13	宅地2筆	3.330	15.767	10.504	29.601	
13-1	無			3.033	3.033	
14	宅地	0.726	10.455	2.753	13.934	
14-1	無		5.569	1.025	6.594	
15	宅地			98.948	98.948	
15-1	宅地		4.228	9.320	13.548	
15-2	宅地		4.155	2.377	6.532	
16	無	4.426	46.223	13.461	64.110	
16-1	無	0.505			0.505	
17	宅地	0.429	15.002	2.451	17.882	
17-1	宅地2筆		16.159	2.250	18.409	
17-2	宅地		5.428	17.054	22.482	
18	宅地		21.974	5.973	27.947	
18-1	宅地	0.807	27.474	7.259	35.540	
19	宅地	1.461	49.899	11.994	63.354	
19-1	宅地		6.723	1.219	7.942	
20	宅地		10.270	4.267	14.537	
20-1	宅地			0.316	0.316	
21	宅地2筆			0.923	0.923	
21-1	宅地			2.837	2.837	
21-2	宅地		6.779	4.628	11.407	

22	宅地		10.925	0.715	11.640		
22-1	無			7.022	7.022		
23	無	0.302	16.034	1.707	18.043		
23-1	無	0.205			0.205		
24	宅地2筆	3.111	63.051	13.063	79.225		
24-1	宅地	2.825	27.065	101.729	131.619		
25	宅地		22.337	23.152	45.489		
25-1	無		9.302		9.302		
26	宅地	1.343	27.120	14.299	42.762		
26-1	宅地2筆		34.862	1.030	35.892		
26-4	無	0.961	12.768	6.157	19.886		
27	宅地		1.624	0.609	2.233		
27-1	宅地		10.549	0.303	10.852		
28	宅地	3.466	28.406	8.230	40.102		
28-1	無	1.028	33.270	12.322	46.620		
29	宅地	4.021	29.459	0.606	34.086		
29-1	宅地		9.395	4.351	13.218		
親番計	540筆	330筆	41.476	624.893	343.618	1.009.987	合計面積
			666.369÷29=22.978		11.848	34.827	1戸平均
枝番計	210筆	210筆	14.849	373.984	311.562	700.395	合計面積
			388.833÷34=11.436		9.163	20.599	1戸平均

表 19 親番なしの枝番

枝番号	宅地の有無	田面積	畑面積	原野等面積	合計	備考
01-1	無			59.538	59.538	5町9反5畝
02-1	無		3.115		3.115	
03-1	無			15.935	15.935	
00-1	無		2.408		2.408	不在地主
00-2	無	0.414	5.643		6.057	不在地主
00-3	無		4.622	12.317	16.939	不在地主
00-4	無		1.527		1.527	不在地主

資料：明治 35 年土地台帳

上記の表 18 と表 19 を、まとめたものが表 20 である。

- ①山北(宮原)の親番と枝番の組み合わせは 29 組で、枝は複数が 5 戸あるため 34 戸となる。
- ②親番なしの枝番世帯は 7 戸である。このうち 4 戸は「不在地主」である。
- ③山北(宮原)の枝番は、「不在地主」4 世帯を除く 37 世帯とした。
- ④山北(宮原)の枝番世帯で宅地が無しは 14 戸、畑無しが 9 戸である(田 5 畝以下は無し)。宅地や畑の無い世帯が枝番の中に多くあることは、枝番そのものが、零落した零細農家と深くつながっていることを示している。
- ⑤親番で土地所有 5 反未満の世帯が 5 世帯みられる。親番と枝番の面積と等級および筆数比較では、親番と枝番の組み合わせ世帯のみとした。

表 20 親番・枝番の一戸当たり所有面積と等級 単位：反

		田	畑	原野等	合計	備考
親番 29戸	総面積	41.476	624.893	343.618	1,009.987	
	1戸当り	1.430	21.548	11.848	34.827	
	等級	4.66	4.61	1.82		等級総計を筆数で割る
	1筆当り	0.882	3.633	3.095	3.060	
枝番 34戸	総面積	14.849	373.984	311.562	700.395	
	1戸当り	0.436	10.999	9.163	20.599	総面積を34戸で割る
	等級	4.62	5.14	1.72		等級総計を筆数で割る
	1筆当り	0.153	3.596	3.665	3.335	

資料：明治 35 年土地台帳

その結果は、上記のとおりである(表 20)。

- ①畑の所有面積では、親番は 2 町 1 反 5 畝、枝番は 1 町 9 畝で、親番が大きい。
- ②畑と原野等合わせた所有面積では、親番が 3 町 4 反、枝番が 2 町歩である。
- ③畑の等級では、親番が 4.6 等地、枝番が 5.1 等地で、親番が比較的良い(別表)。
- ④一筆当りの畑の面積では、ほぼ同じ大きさ。原野は枝番が若干大きい。

以上の親番と枝番の比較では、親番が面積と等級とも良いが、大きな差はなく枝番でも自立農家の条件は整備されたとみることができる。土地整理局の担当が、人頭税の名残である「名子」に枝番を付けたとするならば、枝番に配慮した土地配分で、「名子」を自立農家に育てる意図があったと読み取ることが出来るのではなかろうか。この場合の所有権認定は、土地整理法第 6 条・「浮掛・叶掛地は小作人の所有」という条文が適用されたと考える。

こうした土地配分の結果、枝番 37 戸のうち 28 世帯は自立農家として立ち上がった。枝番の土地所有では耕作地(田畑)だけで、3 町 8 反の世帯が一番大きく、3 町 4 反世帯、3 町 3 反世帯と続き、2 町歩代も 4 世帯いる。一方、耕作地を持ってない「不自立」世帯は 9 戸である。親番なしの枝番 7 戸の内 6 戸は、耕作地が 5 反未満となっており、自立できない 9 世帯と合わせ 15 世帯が、大規模農家の使用人として働いたことが推察される。

親番で 5 反未満の土地所有世帯が 5 戸ある。小作地との関係なのか、マラリアによる働き手の病死なのか、土地台帳だけでは不明であるが、双方の関係で理解すべきだろうか。

戦後も山北(宮原)には、各里に「ウヤキ家」(富貴)があり、その家では「カガイ」と呼ばれる使用人を抱えていた。「ウヤキ家」は牛馬も多数飼育し、貧困な農家に牛馬を預託(小作)し、その見返りは「プーク」(夫役)として年に 20~30 日の労働提供が求められていた。牛馬が子を生産すると、第一子と第三子は主人に返し、第二子と第四子が借り受け百姓の所有となった。農業の機械化の進まなかった 昭和 35 年(1960)頃まで続いたと思われるが、「カガイ」と「牛馬小作」と「プーク」は、「ウヤキ家」を支える制度であった(長浜 1983)。

3-1 東仲宗根添村の拝所

明治 35 年(1902)の土地台帳に記載された添村有の拝所は、山北(宮原)29、細竹 3、西底原 1、東底原 1、山川 1 の計 35 ヲ所である。個人有地の拝所も 6 ヲ所登録されているが、地籍図では墓となっており、御嶽として参拝された形跡は確認できない。山北(宮原)の添村有の拝所で、※印の 5 ヲ所は現在里人の参拝はない。ユース御嶽は集落のシマヌパ(午)・南の方向にある。ウブ御嶽やタカ御嶽は、比較的高い所に設置されている。山北(宮原)の御嶽の多さは、村人の出身地の多さの反映である(長浜 2015)。また、各里の飛鳥中通イ御嶽は、飛鳥爺の怨念を鎮めるための拝所で、マラリア感染予防と健康祈願の御嶽と考えられる。

表 24 土地台帳記載の山北の拝所(平良間切東仲宗根添村)

単位：歩

No	地番	字名	地目	御嶽名	面積	所有者
1	1576番地	宮積	拝所	サーズー御嶽	1,113	添村有
2	1623	宮積	拝所	ユース御嶽	411	添村有
3	1629	宮積	拝所	ミドン御嶽	601	添村有
4	1825	土底	拝所	ユース御嶽	1,915	添村有
5	1845	土底	拝所	タッチ御嶽	923	添村有
6	1848	土底	拝所	スマグス御嶽	720	添村有
7	1909	更竹	拝所	ザラツキ御嶽	1,722	添村有

8	1959	瓦原	拝所	天の主御嶽	720	添村有
9	1981	瓦原	拝所	ガシン家御嶽	810	添村有
10	2023	瓦原	拝所	ユース御嶽	305	添村有
11	2084	瓦原	拝所	※ マイシャー御嶽	414	添村有
12	2107	瓦原	拝所	※	522	添村有
13	2321	スナ	拝所	スナ里御嶽	315	添村有
14	2405	南増原	拝所	カニヤーンミ御嶽	129	添村有
15	2422	南増原	拝所	飛鳥爺御嶽	48, 221	添村有
16	2511	南増原	拝所	クモイバリンミ御嶽	906	添村有
17	2524	北増原	拝所	ユース御嶽	302	添村有
18	2532	北増原	拝所	飛鳥中通イ御嶽	2, 827	添村有
19	2555	南増原	拝所	天のマツガニ御嶽	4, 228	添村有
20	2572	南増原	拝所	カッチャー御嶽	915	添村有
21	2573	南増原	拝所	※	2, 003	添村有
22	2602	北増原	拝所	ンギャ御嶽	1, 124	添村有
23	2672	北増原	拝所	西銘御嶽	109	添村有
24	2741	サガーニ	拝所	ウブ御嶽	2, 821	添村有
25	2822	サガーニ	拝所	サガーニ御嶽、地籍図	11. 104の中	個人有
26	2907	スナ	拝所	※	306	添村有
27	2947	スナ	拝所	天のマツガニ御嶽	608	添村有
28	3060	佐和地	拝所	※ サーズー西御嶽	1, 002	添村有
29	3134	サガーニ	拝所	サーダガー御嶽	1, 023	添村有

資料：明治 35 年土地台帳、35 年地籍図

表 25 東仲宗根添村の拝所(山北を除く)

単位：歩

No	地番	字名	地目	御嶽名	面積	所有者
1	986番地	西底原	拝所	参拝は確認できない	612	東仲村有
2	1231	東底原	拝所	スクバリ御嶽	405	東仲村有
3	1454	細竹	拝所	参拝は確認できない	115	添村有
4	1406	細竹	拝所	ナビフタ御嶽	507	添村有
5	1514	細竹	拝所	中通イ御嶽	420	添村有
6	3305	山川	拝所	ムトゥ御嶽	302	添村有

26 個人有地の拝所(土地台帳)

No	地番	字名	地目	御嶽名	面積	所有者
1	1245	東底原	拝所		104	個人有235
2	1521	細竹	拝所	墓(地籍図)	14	個人有224
3	1581	宮積	拝所	墓(地籍図)	301	個人有512
4	1603	宮積	拝所	墓(地籍図)	114	個人有398
5	1599	宮積	拝所	墓(地籍図)	723	添村有
6	1601	宮積	拝所	墓(地籍図)	318	添村有

資料：明治35年土地台帳、明治35年地籍図

土地台帳に登載されていない御嶽(明治35年以降に創設されたと考えられる)。①宮積御嶽(佐久田、伊波家が創設)、②ムテヤ御嶽(池間家が創設)、③土底ウブ御嶽、④ナゴース御嶽、⑤瓦原タカ御嶽、⑥瓦原ニヌパ御嶽(砂川家が創設)、⑦サガーニニヌパ御嶽、⑧細竹ソーナカ御嶽、⑨東底原ナカドゥイ御嶽。

まとめ

- 1、東仲宗根添村は明治35年(1902)の土地整理事業によって、東仲宗根村から行政区割されて独立した。それまでは東仲宗根村最寄と呼ばれていた。
- 2、土地整理事業は土地制度や人頭税等の旧慣を改正するだけでなく、県全体の制度改革をめざしたものであった。沖縄県土地整理法に基づき、所有権と地価が決定され地租が決められた。
- 3、宮古における所有権確認の土地処分と地価査定のための地押調査(一筆調査)は、明治32年(1899)4月に着手し、完成が33年(1900)4月である。県内では一番早く仕事を終えている。これは人頭税廃止運動の地であったことと、砂川真修という逸材がいたことと無関係ではない。
- 4、土地台帳に登載された明治35年(1902)東仲宗根添村の個人有地は、畑が399町歩(399㌔)、田圃が34町歩(34㌔)、原野等が292町歩(292㌔)、合計725町歩(725㌔)である。拝所や沼地、字有地が合わせて48町歩であり、民有地は(個人有地と字有地)は773町歩である。これが35年に所有権を法認された面積である。山北(宮原)では所有権の確定しない土地が210筆あった。36年統計では東仲宗根添村の民有地が856町歩になっているから、83町歩が追加法認されたことになる。
- 5、宮古全体の田畑は明治26年(1893)が7,643町歩、36年(1903)が12,652町歩で、1.6倍に増加している。東仲宗根添村の田畑は、36年統計で468町歩である。26年に比べると、

- 2.3～2.8倍にも増加したと推計される。土族村を比較してみると、①下里村は大幅増加である。②西里村は大幅減少である。③東仲宗根村は微増か横這いと推計される。
- 6、東仲宗根添村は他の地域(村)より、土地整理事業で耕作地が大幅に拡大された。拡大の要因は、原野や湿原等の劣等地(切替畑)を「耕作地」として法認したことに起因している。
- 7、東仲宗根添村の土地所有者は582戸で、このうち210戸が添村居住の所有者である。「不在地主」は372戸と全体の約64%を占めている。不在地主が少ないのは山北(宮原)の13.7%で、一方、白川田、東底原、西底原は不在地主が90%以上の高い割合になっている。
- 8、宅地は山北(宮原)が129筆、細竹が26筆、山川が16筆、西底原が7筆、東底原が4筆、合計182筆である。宅地のないのは、添村全体で28世帯ある。
- 9、土地台帳で所有者の戸籍番号を整理してみると、①数字に連番がみられる。②連番の中に宅地は含まれている。③連番の数と宅地の筆数はほぼ同じである。④連番の中に親番、枝番の組み合わせがある。以上のことから東仲宗根添村の連番は、旧戸籍法による屋敷番号であることは明らかである。土地整理事業によって東仲宗根添村の土地に付された地番は、親村の最後の地番「東仲宗根968番地」に続いて1欠の「東仲宗根添970番地」から始まり、最後は「東仲宗根添3,524番地」で2,554筆となっている。この地番が旧戸籍法の屋敷番号にとって代わったのは、明治41年からである。
- 10、耕作地と原野を含めた1戸当たりの面積は、山北が2町4反、山川が1町2反、細竹が9反である。西底原、東底原、白川田はそれぞれ4反である。耕作地だけの1戸当たりの面積は、山北が1町4反で比較的大きな集落が形成され、細竹は7反、山川は5反で小さな集落が形成され、西底原と東底原は3反、白川田2反で集落は形成されていない。
- 11、明治32～33年の土地整理事業の時、耕作地を有し集落を形成していた山北(宮原)、細竹、山川では、土地の保有権や占有権など既得権が認められ、沖縄県土地整理法第4条(百姓地は配当を受けたものの所有)が適用されたと考えられる。
- 12、東仲宗根添村で土地の所有権を得た「不在地主」は、西里村の人が圧倒的である。全体の6割を占める。親村の東仲宗根村は17.7%で、残りの2割は西仲宗根村、西原村、長間村、島尻村、荷川取村、福里村、宮国村からきた「不在地主」である。すでに山北(宮原)や細竹に居住した人たちの出身地も、「不在地主」の割合にほぼ似ていると考えられる。
- 13、東仲宗根村が添村で占有した土地は相対的に小さいように、親村である東仲宗根村の存在が小さい。これは土地整理事業を実施する前に、他の村から入り込んだ名子と土族の分家入植によるとも考えられる。
- 14、西里村の人たちが、東仲宗根添村で多くの土地の所有権を獲得している。西底原や東底原における西里村居住の「不在地主」の土地保有は、面積が小さく筆数も少ない。所有権

者の枝番も少ない。宅地も少ない等の特徴をもつ。砂川真修から情報を得たであろう西里村の人たちが、いち早く土地の開墾を行い、所有権を得た土地ではなかろうか。既得権としての土地保有ではなく、土地整理法第12条(法施行前に開墾が完了したものは、開墾者の所有)による所有権認定ではないかと考える。

- 15、所有規模別農家数は、大浦村のピラミッド型が一般的だと考える。逆ピラミッド型や右肩下がり型は変則的である。これは添村の特徴である「不在地主」の多さであろう。「不在地主」は5反未満の土地所有者が多く「零細農家群」(5反未満)の割合を高めている。
- 16、山北(宮原)の大規模農家は、耕作地と原野あわせて22町歩を所有する世帯がトップである。次いで10町歩以上の世帯が3戸である。耕作地だけでは8町1反がトップで、次は6町歩代が2戸で4町歩代の所有世帯と続く。山北では2町以上の耕作地(田畑)を持つ農家は51戸、このうち3町以上を絞り込むと24世帯である。こうした大規模農家は家族労働だけでは、畑の耕作は困難であるため、使用人を抱え込んでいたと考えられる。
- 17、戸籍番号の親番と枝番は、「大土地所有(抱え主)と使用人(名子)」を探求する貴重な資料である。山北(宮原)には、親番と枝番の組み合わせが29組ある。親番は29戸、枝番は34戸である。親番なしの枝番は7戸である。枝番の中には宅地のないのが14戸、畑のないのが9戸含まれている。これが枝番の特徴を示している。
- 18、山北(宮原)の親番と枝番を比較してみた。その結果は、①畑の所有面積では親番は2町1反5畝、枝番は1町9畝で親番が大きい。②畑と原野等合わせた所有面積では、親番が3町4反、枝番が2町歩である。③畑の等級では親番が4.6等地、枝番が5.1等地で親番が比較的良い畑を持っている。④1筆当りの畑の面積では、ほぼ同じ大きさ。原野は枝番が若干大きい。以上のことから山北(宮原)の親番と枝番の比較では、親番が面積と等級とも良いが、枝番でも自立できるだけの土地配分がされたとみることができる。所有権の認定は、法第6条(浮掛・叶掛地は小作人の所有)が適用されたと考える。山北(宮原)の親番の宅地なしと畑なしの原因については、小作地所有とマラリアによる働き手の死亡が考えられる。
- 19、土地整理事業による土地配分の結果、山北の枝番37戸のうち28世帯は自立農家として歩みだしたと考えられる。しかし、理由をつき止めることはできないが、土地整理後も耕作地が所有できない枝番9世帯がある。親番なしの枝番7戸の内6戸は、耕作地が5反未満となっている。自立できない9世帯と合わせ15世帯が、土地整理事業後も山北の大規模農家の使用人として働いたことが推察される。
- 20、山北(宮原)には昭和35年(1960)頃まで、「ウヤキ家」(富貴)に「カガイ」(使用人)がいた。また、ウヤキ家は貧農に牛馬預託(小作)をさせた。その見返りとしては、「プーク」

「^{ぶやく}夫役」が求められた。「ウヤキ家」を支える仕組みが、形を変えて存在した。1960年代の農業機械化の進展で「カガイ」はなくなった。

謝 辞

明治35年の土地台帳は沖縄国際大学南島文化研究所の「宮古、平良市調査」の際、宇都宮大学の名誉教授・春日文雄氏が「土地整理事業ノート(1)・(2)」で基礎資料にするため、平良市の許可を得て写し取ったものである。共同研究者の沖縄国際大学の教授・崎浜靖氏が保管していたものの一部を活用させていただいた。春日先生は老齢のためご逝去されたが、ご冥福をお祈りし、先生のご功績を讃えたい。

沖縄国際大学名誉教授・来間泰男氏からは、土地整理事業に関する基本的な問題点をご指摘いただいた。宮古郷土史研究会顧問の仲宗根将二氏からは、土地整理事業に携わった当時の関係者の話や情報保護についてのご教示をいただいた。宮古島市総合博物館の学芸員・與那覇史香さんには、データ集計にあたりご協力をいただいた。記して感謝申し上げたい。

あわせて、戸籍の除籍謄本を取り寄せて、旧戸籍法による屋敷番号をご教示くださった各位に、お礼申し上げます。

参考文献 (五十音順)

- 1、稲村賢敷：1972『宮古島庶民史』三一書房 pp340-342
- 2、「沖縄県土地整理紀要」『沖縄県史』第21巻 旧慣調査資料編 1968 pp595-673
- 3、『沖縄県史』第20巻 資料編10 沖縄県統計集成 琉球政府 1967 p52
- 4、春日文雄：1997「沖縄の土地整理事業ノート－宮古を中心に(1)『宮古、平良市調査報告書(2)』沖縄国際大学南島文化研究所 pp15--35
- 5、春日文雄：1998「沖縄の土地整理事業ノート－宮古を中心に(2)『宮古、平良市調査報告書(3)』沖縄国際大学南島文化研究所 pp1--24
- 6、鏡原小学校創立60周年記念期成会：1984『鏡原小学校創立60周年記念誌』
- 7、崎浜靖：2000「地籍資料を利用した歴史空間の復元作業(1)－宮古・東仲宗根添における土地整理法施行時の空間構成－」『南島文化』沖縄国際大学南島文化研究所 pp75-85
- 8、崎浜靖：2003「地籍資料を利用した歴史空間の復元作業(2)－マラリア有病地の地理的性格－」『南島文化』沖縄国際大学南島文化研究所 pp47-72
- 9、「向裔氏家譜」『平良市史』第8巻資料編考古、人物 1988 p561
- 10、下地和宏解釈：2010「与世山親方宮古島規模帳」『宮古島市史資料』3
- 11、「白川氏家譜」『平良市史』第3巻資料編前近代 1981 p243

- 12、仲松弥秀：1965「宮古諸島の地理」『宮古諸島学術調査研究報告』 pp26-2
 13、仲宗根將二：1994『近代宮古の人と石碑』宮古印刷所 pp5-7
 14、波平勇夫：1999『近代初期南島の地主層』一近代移行期研究—第一書房 p225
 15、長浜幸男：2015「山北(宮原・高野)の集落と御嶽」『宮古島市総合博物館紀要』19
 16、長浜幸男：1983「宮古の在来馬」『宮古研究』第4号 宮古郷土史研究会 pp78-79
 17、西原創立百周年記念事業期成会：1974『西原創立百周年記念誌』 pp79-83
 18、平良市編さん委員会：1978「宮古島取調書」『平良市史』第四巻資料編2 pp101-104
 19、平良町：1934『平良町町政施行拾周年記念誌』 pp20- 396
 20、明治35年作製の地籍図 宮古島市教育委員会市史編さん室所蔵

別表1 親番・枝番所有面積比較(山北居住)

単位：反

親枝組	宅地	筆	田面積	畑面積	原野等面積	合計	備考
1	無		0.729			0.729	7畝29歩
		2	5, 5				田5等級2筆
1-1	無		0.204		0.535	0.732	
		3	5		2, 1		
2	無				18.053	18.053	
		4			2, 2, 1, 1		
2-1	宅2筆		0.920	21.780	21.178	43.878	4町3反8畝
		15	4	6, 6, 6, 3, 6, 3, 4, 5	2, 1, 2, 1, 2, 2		田畑原野等 15筆の等級
3	宅地			32.773	40.206	72.979	
		14		6, 4, 6, 1, 4, 4, 1	1, 1, 2, 1, 1, 1, 2		
3-1	宅地				14.228	14.228	
		4			2, 1, 2, 2		
4	宅地		0.511	29.972	4.362	34.845	
		12	5	4, 4, 7, 7, 5, 4	2, 2, 2, 2, 2		
4-1	無			6.638	1.914	8.552	
		3		5, 6	1		
5	宅地			9.768	7.318	17.086	
		10		5, 4, 6, 5	2, 1, 1, 2, 1, 2		10筆の等級

5-1	無			5.405		5.405	5反4畝
		1		7			畑7等級1筆
6	宅地		4.092	14.498	5.158	23.748	2町3反7畝
		13	6, 8, 4, 5, 5	5, 4, 6	2, 1, 2, 2, 2		13筆の等級
6-1	無		0.027			0.027	
		1	5				
7	宅地		1.654	38.923	1.501	42.078	
		16	5, 5	4, 8, 2, 4, 7, 7, 2, 2, 2, 1, 1, 1, 3	1		
7-1	宅地		0.167	7.636	2.632	10.435	
		7	5	2, 4, 2	2, 2, 2		
8	宅地		3.737	26.026	21.621	51.384	
		20	4, 3, 5, 4	4, 4, 3, 5, 7, 5, 5, 6, 6	2, 2, 2, 1, 1, 2, 2		
8-1	無		2.831	11.841	2.409	17.081	
		7	5, 5	3, 6, 4, 6	3		
9	宅2筆		1.427	23.004	6.243	30.674	
		18	5, 5	7, 4, 4, 7, 5, 4, 5, 3, 4, 7, 5	2, 2, 2, 2, 2		
9-1	宅地		1.406	22.124	3.680	27.210	
		11	4	5, 5, 7, 7, 5, 6	2, 2, 2, 1		
10	宅地		0.530	19.072	5.147	24.749	
		10	4, 5	3, 6, 7, 6, 7	2, 2, 2		
10-1	無		1.208	16.371	11.968	29.547	
		13	5	5, 5, 7, 4, 2	1, 1, 1, 2, 2, 2, 1		
11	宅地		4.016	44.076	11.800	59.892	
		20	4, 5, 5	3, 5, 7, 4, 5, 4, 2, 7, 1, 5, 3, 3	1, 1, 2, 1, 2		
11-1	宅地			19.645	14.470	34.115	
		6		4, 2, 6	2, 1, 2		
12	宅地		2.165	18.235	8.554	28.954	

		13	5, 5, 5	7, 7, 1, 4, 8, 5	2, 2, 2, 1		13筆の等級
12-1	宅地		1. 346	38. 415	40. 536	80. 297	8町2畝
		16	4, 5	4, 3, 3, 4, 7, 7, 7, 7	2, 1, 1, 2, 1, 1		16筆の等級
12-2	宅地		0. 409	10. 403	13. 780	24. 592	
		8	5, 4	6, 5	2, 2, 2, 2		
13	宅2筆		3. 330	15. 767	10. 504	29. 601	
		15	4, 5, 5	5, 6, 5, 4, 3	1, 1, 1, 6, 6, 2, 2		
13-1	無					3. 033	3. 033
		2			2, 2		
14	宅地		0. 726	10. 455	2. 753	13. 934	
		8	5	6, 3, 7, 4	1, 2, 2		
14-1	無			5. 569	1. 025	6. 594	
		5		2, 5, 7, 7	1		
15	宅地					98. 948	98. 948
		4			1, 1, 1, 2		
15-1	宅地			4. 228	9. 320	13. 548	
		4		3, 4, 8	2		
15-2	宅地			4. 155	2. 377	6. 532	
		6		5, 6, 7	2, 1, 2		
16	無		4. 426	46. 223	13. 461	64. 110	
		22	5, 4, 4, 5	5, 5, 4, 3, 5, 6, 4, 4, 6, 7, 5, 2	2, 1, 1, 1, 2, 1		
16-1	無		0. 505			0. 505	
		1	4				
17	宅地		0. 429	15. 002	2. 451	17. 882	
		9	5	6, 4, 3, 5, 5	5, 2, 1		
17-1	宅2筆			16. 159	2. 250	18. 409	
		9		4, 7, 4, 5, 3	1, 7, 2, 2		
17-2	宅地			5. 428	17. 054	22. 482	
		4		5	1, 2, 2		

18	宅地			21.974	5.973	27.947	
		9		7, 6, 5, 5, 5	2, 1, 2, 2		9筆の等級
18-1	宅地		0.807	27.474	7.259	35.540	3町5反5畝
		12	4	4, 5, 6, 5, 7, 4	2, 1, 1, 2, 2		12筆の等級
19	宅地		1.461	49.899	11.994	63.354	6町3反3畝
		19	5, 5, 3	7, 7, 4, 5, 4, 4, 5, 4, 6, 7, 3, 6	1, 2, 2, 2		田畑原野等 19筆の等級
19-1	宅地			6.723	1.219	7.942	
		3		5	1, 2		
20	宅地			10.270	4.267	14.537	
		9		7, 7, 8, 4, 4	6, 2, 2, 2		
20-1	宅地				0.316	0.316	
		1			2		
21	宅2筆				0.923	0.923	
		2			2, 2		
21-1	宅地				2.837	2.837	
		3			2, 2, 1		
21-2	宅地			6.779	4.628	11.407	
		6		7, 7, 6, 8	2, 1		
22	宅地			10.925	0.715	11.640	
		7		8, 7, 4, 3, 4, 4	2		
22-1	無				7.022	7.022	
		1			1		
23	無		0.302	16.034	1.707	18.043	
		6	5	6, 8, 5, 4	1		
23-1	無		0.205			0.205	
		1	4				
24	宅2筆		3.111	63.051	13.063	79.225	
		22	3	5, 5, 4, 4, 4, 3, 3, 4, 3, 5, 3, 5, 3, 4, 6	2, 2, 2, 2, 1, 1		

24-1	宅地		2.825	27.065	101.729	131.619	
		9	5	4, 3, 5, 6, 4	2, 1, 1		
25	宅地			22.337	23.152	45.489	4町5反
		7		7, 3, 5	2, 2, 2, 1		7筆の等級
25-1	無			9.302		9.302	9反3畝
		1		7			畑7等級1筆
26	宅地		1.343	27.120	14.299	42.762	4町2反7畝
		16	5, 5, 5, 4	5, 3, 6, 5, 4, 4, 8, 6	2, 1, 2, 2		16筆の等級
26-1	宅2筆			34.862	1.030	35.892	
		14		6, 6, 4, 4, 7, 8, 5, 5, 4, 5, 7, 7	2, 2		
26-4	無		0.961	12.768	6.157	19.886	
		12	4, 5, 5	6, 5, 4, 3, 7	1, 2, 2, 2		
27	宅地			1.624	0.609	2.233	
		2		2	2		
27-1	宅地			10.549	0.303	10.852	
		5		5, 2, 3, 7	2		
28	宅地		3.466	28.406	8.230	40.102	
		12	4, 5, 5	6, 5, 5, 2, 5, 7	1, 2, 2		
28-1	無		1.028	33.270	12.322	46.620	
		7	5, 5	4, 4, 6	2, 1		
29	宅地		4.021	29.459	0.606	34.086	
		8	4, 2	5, 4, 4, 5, 4	2		
29-1	宅地			9.395	4.351	13.746	
		9		5, 5, 8, 5, 6	2, 1, 2, 2		
親番計	540筆	330筆	41.476	624.893	343.618	1,009.987	合計
			666.369 ÷ 29 = 22.978		11.848	34.827	平均
枝番計	540筆	210筆	14.849	373.984	311.562	700.395	合計
			388.833 ÷ 34 = 11.436		9.163	20.599	平均

別表 2 親・枝番地の田畑等級比較

	田筆数	田等級	畑筆数	畑等級	原野筆数	原野等級
親番◆ 等級	47筆	219 4.66	172筆	793 4.61	111筆	197 1.81
枝番▲ 等級	21筆	97 4.62	104筆	535 5.14	85筆	146 1.72

別表 3 親・枝番地の田畑等 1 筆当り面積

		田	畑	原野等	合計	備考
親番	面積	41.476	624.893	343.618	1,009.987	
	筆数	47	172	111	330	
	1筆当り	0.882	3.633	3.095	3.060	
枝番	面積	14.849	373.984	311.562	700.395	
	筆数	21	104	85	210	
	1筆当り	0.707	3.596	3.665	3.335	

別表 4 親番の地目別面積と等級比較

親番	集計	親	田	畑	原野等	合計	備考
29頁	(92)	65	6.986	125.934	76.598	209.518	親1～親5
30	(156)	88	15.205	146.180	63.869	225.254	枝5-1～親12
31-32	(124)	81	7.042	143.553	135.580	286.175	枝12-1～親18
32-33	(83)	58	4.756	149.737	58.126	212.619	枝18-1枝24-1
33	(85)	38	7.487	59.489	9.445	76.421	親25枝～29-1
計	330筆		41.476	624.893	343.618	1,009.987	
			666.369÷29=22.978		11.848	34.827	
親番	田筆数	田等級	畑筆数	畑等級	原野筆数	原野等級	
29頁	10筆	53等級	27筆	124等級	25筆	44等級	
30	14	64	49	208	25	42	
31-32	12	55	38	187	31	59	
32-33	2	8	38	179	18	36	
33	9	39	19	95	9	16	

◆	47 筆	219 4.659	172 筆	793 4.610	111 筆	197 1.816
---	------	--------------	-------	--------------	-------	--------------

別表 5 枝番の地目別面積と等級比較

単位：反

枝番 34	集計 枝	田	畑	原野等	合 計	備考
29頁	27	1.318	41.459	40.487	83.257	親1～親5
30	70	7.200	118.799	89.876	215.875	枝5-1～親12
31-32	44	1.312	69.736	40.820	111.868	枝12-1～親18
32-33	36	3.991	90.776	123.403	218.170	枝18-1枝24-1
33	33	1.028	53.214	16.976	71.218	親25枝～29-1
計	210筆	14.849	373.984	311.562	700.395	
		388.833÷34=11.436		9.163	20.599	
枝番	田筆数	田等級	畑筆数	畑等級	原野筆数	原野等級
29頁	3筆	14(等級)	11筆	57(等級)	13筆	21(等級)
30	9	42	31	150	30	51
31-32	2	8	23	118	19	36
32-33	2	9	22	125	12	19
33	5	24	17	85	11	19
▲	21筆	97 4.619	104 筆	535 5.144	85 筆	146 1.717

別表 6 村外居住の枝番

単位：反

枝番	宅地		田面積	畑面積	原野等面積	合 計	備考
00-1	無			2.408		2.408	親番なし
		1		8			
00-2	無		0.414	5.643		6.057	親番なし
		3 4		4.5.			
00-3	無			4.622	12.317	16.939	親番なし
		4		5.7.	2.1.		
00-4	無			1.527		1.527	親番なし
		2		6.7.			

